

県外産業廃棄物搬入事前協議(新規・更新)に必要な添付書類

県外産業廃棄物搬入に伴い以下の書類が必要となります。協議書の提出部数は1部ですが、控えを保管してください。
(更新協議の場合で、「No1・2・3・4・6」の書類の内容に変更がないときは、省略することができます。)

No	新規	更新	添 付 書 類 等
—	○	○	協議書(様式第1号・別紙) 届出者が提出する場合押印不要ですが、行政書士が書類の作成を代行する場合は、委任を受けた行政書士の押印が必要です。
1	○	—	法人の場合…会社の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)) 個人の場合…住民票の写し(市区町村発行の原本・個人番号の記載のないもの)
2	○	—	排出事業者の事業の概要を記載した書類(会社パンフレット等)
3	○	—	その事業活動により県外産業廃棄物の工程の概要図(フローシート) 建設工事から排出される産業廃棄物の場合は、請負契約書等の発生工事がわかる書類(搬入期間に工事期間が含まれるもの(更新協議では、工事現場が異なる場合は添付))。
4	○	—	県外産業廃棄物の発生過程上問題があると認められる場合にあっては、県外産業廃棄物の成分の分析結果、性状等を記載した書類 (分析証明書の有効期限は試料採取日から1年以内としています。)
5	○	○	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ①処理を委託する場合にあっては、当該委託について受託者の同意を得たことを証する書面及び産業廃棄物処理業許可証の写し
	○	○	②収集運搬を委託する場合、又は県外中間処理業者が自己運搬する場合にあっては、積込地及び岩手県の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
6	○	—	搬入経路図 ①排出事業場周辺の地図(縮尺1/3,000程度の住宅地図等。排出事業場及び経路を記入。) ②排出事業場から搬入先までの経路がわかる地図 更新協議の場合、経路図の添付を省略することができますが、協議書には搬入経路の記載をしてください。また、建設工事から排出される産業廃棄物であって、直近の新規又は更新協議と工事現場が異なる場合は添付してください。
7	—	○	本県への搬入が初めての場合を除き、直近の適合通知書の写し(-001及び最新のもの) (紛失した場合は、その旨を記載した文書(協議者の住所、氏名を記載・押印した文書))
8	○	○	環境保全協力金契約書2通(様式第5号)※
9	○	○	その他(代理人による届け出の場合は委任状の原本) 更新協議の際は、現行の委任状の写しを提出することが可能です(委任の内容に変更がない場合に限る)。

※ 環境保全協力金について

岩手県知事は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第5条に基づき、「県外産業廃棄物を岩手県内に搬入しようとする県外排出事業者等と環境保全協力金の納入について契約を締結することができる。」とされているので、「様式第5号」に環境保全協力金の「金額」及び「贈与者の氏名」を記載していただき「代表者印」を押印したものを2通送付してください(日付は未記入のこと)。

《参考》

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第7条第2項環境保全協力金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を目安とする。

- (1) 搬入後埋立て等最終処分を行なう場合…搬入量1トにつき 500円
- (2) 搬入後破碎、焼却等中間処理を行なう場合…搬入量1トにつき 200円
- (3) 搬入後再生利用等を行なう場合…搬入量1トにつき 50円

岩手県資源循環推進課 廃棄物対策担当
TEL:019-629-5388 FAX:019-629-5369